

平成24年度第2回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成24年10月29日 月曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階 第2会議室
議 題	(1) 平成23年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について (公開) (2) 各種審議会等委員への女性の登用促進について (公開) (3) 男女共同参画施策の今後の取り組みについて (公開) (4) その他 (公開)
出席委員	廣瀬 努 会長 塗 政江 副会長 宮越 忍 委員 阿部菜穂美 委員 長谷くに子 委員 山形 俊英 委員 鶴ヶ崎 徹 委員 藤野 広善 委員 荒木 明美 委員 岡村 隆行 委員 (計10名)
欠席委員	小林 靖広 委員 小西 久子 委員
傍聴者	2名
事務局 出席者 職氏名	市民部長 高橋 良弘 市民部次長 山本 幸仁 市民・男女共同参画課長 本吉 孝年 主 査 三谷 淑恵 主任主事 高橋志央里

司 会	<p>皆様、こんばんは。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。岡村委員が少し遅れるということですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日配布いたしましたのは、次第、座席表、19ページものの資料、紫の表紙の国内研修の報告書、緑の表紙の女性センター業務概要、女性センターの平成24年度後期講座案内、先日、郵送させていただきました、平成23年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況報告書、となります。</p> <p>その他に参考資料として、小中学生向け啓発誌2冊と、阿部委員からの情報提供として混合名簿の調査資料を配付させていただいております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ただいまから、平成24年度第2回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議の出席状況ですが、委員12名中、現在9名の方が出席されております。委員の半数以上の出席となりますので、男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>この会議は、原則公開であります。</p> <p>本日、現在1名の傍聴の方がおりますので報告いたします。</p> <p>なお、会議録を公開いたします関係上、マイクを使用してお発言下さいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからの進行は、廣瀬会長にお願いいたします。</p>
廣瀬会長	<p>それでは、次第に従って進めてまいります。</p> <p>議題（1）平成23年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について 審議を始めます。では、事務局から資料の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (課長)	<p>事務局、市民・男女共同参画課の本吉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着席のまま説明させていただきますのでご了承願います。</p> <p>それでは、議題1の平成23年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について資料に基づき、説明させていただきます。審議会開催のご案内時に事前に配付いたしました『はこだて輝きプラン』施策の推進状況の冊子をご覧くださいと思います。</p> <p>1ページをお開き願います。ここには、「はこだて輝きプラン」の体系図として、3つの基本目標と、その目標に沿う10の推進の方向、そして、全部で29の主要施策を記載しております。</p>

次の、2ページから4ページは、主な事業の概要を記載した、総括表となっております。

5ページには、「はこだて輝きプラン」の数値目標と、指標項目の一覧を掲載しております。一番上には、計画期間内の平成29年度末までに、各種審議会委員への女性の登用率を、30%にするという、数値目標を記載しております。数値目標は、この一つですが、その下に、数値の動向で進捗状況を把握するための、指標項目をそれぞれ掲載しております。

6ページから25ページまでは、基本目標に対する具体的な取り組み状況について、記載しております。今年度の機構改革により担当課が変更した箇所につきましては、右側の『担当課』欄に、カッコ書きで昨年度の担当課名を記載しております。

また、基本目標、推進方向、主要施策ごとに一覧を作成しておりますが、昨年度の事業実績の内容が他の施策と重複しているものにつきましては、(再掲)と記載しております。

次に、26ページから31ページまでは、当プランの数値目標および指標項目の推移を記載しております。

この中で、1点、昨年秋の審議会でご指摘がありました。推進状況の検証には、時系列での比較が非常に意味があるということで、統計の概念を変えた場合には、過去に遡って同じ条件で数字を並べ比較できるようにしてほしいとのことでしたので、ご指摘のとおり、改善して記載しております。項目で申し上げますと、28ページ上段の市職員管理職における女性の割合、こちらは※印に記載しているとおり、技能労務職、教員、病院局医師、歯科医師を除く職員総数で19年度から23年度まで同じ捉え方で数値を記載しております。また、30ページ上段の女性センター各種講座への男性参加割合につきましても、自主事業、女性対象講座、相談事業を除いた数値で各年度の数値を記載しております。

なお、全体の内容の説明については、省略させていただきますが、26ページの最初に、今日の議題に関連する項目がありますので、説明します。

「各種審議会等委員への女性の登用率目標値30%」の平成19年度から23年度までの5年間の推移が載っておりますのでご覧ください。

各年度の女性登用率は、平成19年度が21.4%、20年度が20.3%、21年度が20.2%、22年度が18.4%、23年度が19.2%となっており、ここ2年、20%を下回っており、目標値の達成が難しい状況でございます。

以上が「はこだて輝きプラン」の施策の推進状況でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

廣瀬会長

それでは、今年度の施策について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

他にご意見がないようでしたら、議題（１）については質疑を終了いたします。よろしいですか。また何かありましたら、後でも結構ですのでご意見をお願いします。

それでは、次の議題に移ります。

議題（２）各種審議会等委員への女性の登用促進について 審議を始めます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

次に、議題２の「各種審議会等委員への女性の登用促進について」ご説明いたします。本日配付の資料の１ページをお開き願います。

「各種審議会等の改選時期への取り組みについて」でございますが、先程、「はこだて輝きプラン」施策の推進状況の中でご説明しましたが、市の設置する各種審議会等委員への女性の登用率が目標値の３０％に対して、２０％を下回っている状況にありますことから、今後、委員の改選時期に新たな取り組みを行うことにより市内の所管課への意識改革を行っていきたいと考えております。

まず、現在、既に取り組んでいるものですが、平成２０年度からを計画期間とする「はこだて輝きプラン」が策定され、女性委員の目標登用率が３０％に引き上げられたことを踏まえ、平成２１年６月に、担当の総務部人事課の方で附属機関等の設置に関する取扱いの見直しを行いました。

その中の女性の登用促進の取り組みを記載しておりますが、

まず、１点目として、「附属機関等の構成員について、女性の登用率の目標値を２０％から３０％に引き上げること」

次に、２点目として、「推薦団体への依頼の際、優先的な女性候補者の推薦についても併せて依頼すること」

３点目としては、「公募にあたり、女性の優先枠を設けることができること」としたものでございます。

今後は、現在の取り組みのほかに、市民・男女共同参画課が、人事課と連携し、各種審議会等の所管課に出向いて、直接、女性登用の取り組みについて説明し、協力を求めていると考えております。

その方法としては、下段の表のほうに「女性登用促進のための新たな取り組み」ということで載せてありますが、９つの具体案について説明してまいります。

まず、団体推薦では、３点あります。

１点目として、「委員構成について、法令等において職指定をしている場合を除き、団体推薦を依頼する際は、長や役員に限定せずに、積極的に女性委員の推薦を依頼する」という取り組みです。

次に、２点目として、「推薦団体について、女性が少ない団体に推薦依頼している場合、女性の多い団体を推薦団体に追加することにより、女性委員の登用促進に努める」というものです。

3点目としては、「推薦団体について、団体構成の変更を検討している場合、女性の多い団体を推薦団体に採用し、女性委員の登用促進に努める」というものです。

これらについて、市民・男女共同参画課では、所管課からの依頼文書の中で女性委員の登用促進について明記していただくほか、別途、次ページにあります（案）のように、市民・男女共同参画課および人事課からの依頼文書を同封する方法を考えております。

また、女性の多い団体について検討していただく場合には、当課で毎年配付しております、「女性団体等に関する調査結果一覧」を活用していただくことができます。一覧の中の、個別の団体についての情報提供も可能としております。

次に、学識経験等では、2点あります。

1点目として、「学識経験その他の要件により個別に委員就任を依頼している場合で、新たな委員を検討する際に、積極的に女性の委員を検討する」ものです。

2点目としては、「専門分野に女性が少ない場合は、専門分野を狭義でとらえずに、関連する分野まで範囲を広げることにより、女性委員の登用促進に努める」というものです。

これらについて、当課では、後ほど説明いたしますが、「女性人材登録制度」を新設し、各審議会に関わりのある活動をしている女性についての情報を提供することにより、委員選考の参考として活用していただくことを考えております。

また、公募制導入に関しては3点あります。

1点目は、「団体推薦や学識経験等による委員に女性が少ない場合、公募枠を設定・増員することにより、女性委員の登用促進に努める」というものです。

次に、2点目として、「公募委員を募集する際に、女性の優先枠を設け、女性委員の登用促進に努める」というものです。

3点目としては、「公募委員を募集する際に、予め男性・女性の募集人員を定めておき、女性委員の登用促進に努める」というものです。

この「女性優先枠」の設定につきましては、現在、8つの審議会等において取り組まれており、そのうち女性登用率30%以上の審議会が3つ、20%以上の審議会が3つと、成果がでてきております。

また、当課で把握する人材情報から、該当分野に登録のある女性に対して、公募の案内を送付し、積極的に検討してもらう方法を検討しております。この場合、応募は、各自の意思で行ってもらい、一般の応募との差は設けないことを明記していきたいと考えております。

最後に、その他として、「設置条例・規則等において、あらかじめ委員の男女比率等を定めておく」という方法もあります。

これは、積極的改善策（ポジティブアクション）の手法のひとつで「クォータ制」という方法で、この審議会採用している方法です。

「男女共同参画審議会」は、函館市男女共同参画推進条例に基づき設置されている審議会です。この条例において、「男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない」と規定しております。

次に、資料の3ページをお開き願います。

「女性人材登録制度の新設について」でございますが、現在、市民・男女共同参画課では、市内で活動している女性団体等について、その活動状況や役員構成などについて、毎年調査を行い、調査結果一覧を、庁内各部署あて情報提供をしております。

この中で、審議会等に対する女性委員の推薦の可否についても調査しておりますが、今後、審議会等で推薦団体を検討していく資料として活用していただくほかに、公募委員として応募いただける、各分野で活動している女性人材把握の資料とするため、今回、「女性人材登録制度」を新設したいと考えているものでございます。

資料の4ページをご覧ください。

(仮称)函館市女性人材情報提供事業実施要綱(案)でございます。この要綱(案)の内容に従いまして、人材リストを作成していこうと考えております。

目的としては、各種審議会等の委員選考のためのほか、市が行う研修会、講演会などの講師等候補として、活用していきたいと考えております。

資料は、一般公開はせず、あくまで庁内限定で情報提供することといたします。

女性人材の情報収集方法としましては、当課で把握している女性団体に対して登録のご案内をするほか、市のホームページ上でも、広く募集していきたいと考えております。

登録した情報については、3年ごとに更新するほか、被登録者からの変更申請や登録取消申請があった場合は随時登録を変更または抹消することとします。

この人材リストを活用いただく場合は、各審議会の所管課から、要綱に規定する利用申請書を提出いただき、情報提供を行うことといたします。

被登録者が市内の女性団体等に所属している場合、必要があれば、非公開の団体を除き、女性団体調査の調査票についても情報提供が可能でございます。

各審議会の所管課は、人材リストから抽出した関連分野の被登録者に対し、公募案内等を送付することもできますし、公募ではなく、例えば、学識経験者として個別に被登録者に連絡を取ることも可能でございます。

次に、資料の8ページをご覧ください。

こちらは「他都市の女性登用促進の取り組み状況」でございますが、このような女性登用促進に向けた取り組みは、最近、各自治体においても盛んに行われておりまして、道内では、主要11市のうち、札幌・小樽・石狩・恵庭の4市において女性人材登録制度を実施しております。

また、各市のホームページによると、政令指定都市では20市中13市

が、中核市は41市中7市が女性人材登録制度を実施しております。

道内の主要11市の、女性登用促進に向けたその他の取り組みとしましては、7市において、各審議会に対する個別の協力依頼が功を奏しているようでございます。

女性登用について、毎年通知を行っていた市においても、直接説明をすることにより、今まで女性登用をあまり意識することがなかった所管課に、女性登用促進の認識を持ってもらえるようになってきているということでございました。

なお、審議会等女性登用率向上への取り組みについては、昨年秋の審議会で、市の関係部局で構成されている男女共同参画庁内推進会議で、取り組みについて議論すべきではないかとの意見がございました。このご意見を踏まえて、当審議会を開催する前に、本月18日になりますが、庁内推進会議幹事会を開催したところでございます。

庁内推進会議幹事会では、本日、皆様にご説明いたしました「各種審議会等委員への女性の登用促進」を議題といたしまして、女性登用促進の現状と新たな取り組みなどを説明し、庁内関係部局から理解を頂きましたので、併せて、今後の取り組みや会議の定期開催に対する協力依頼を行ったところでございます。

以上が、「各種審議会等委員への女性の登用促進について」でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

廣瀬会長 たくさん説明をいただいたんですけども、庁内推進会議幹事会を開催して下さったという報告がありましたし、女性人材登録制度の新設ということもありましたが、これは一緒に審議いたしますか、それとも分けて審議いたしますか。

事務局 まず、「各種審議会の改選時期への取り組み」についてご意見をいただき、次に「女性人材登録制度の新設」についてお願いいたします。

廣瀬会長 それでは、まず、昨年の審議会で意見が色々でておりましたが、それに基づいて推進会議幹事会が開催されたということでご報告がありました。まず、このことからどうぞ。

(意見なし)

それでは、「女性人材登録制度の新設」というところも含めて質問をいただきたいと思います。前のほうの議題でも構いませんので、ご意見・質問等がありましたらどうぞお願いします。

荒木委員 女性団体をどう増やすかということもひとつ大事なことで感じるんですけども、今のお話ですと、女性人材リストというのは、個人の登録と

ということですよね。今、こちらの申請書を拝見したところ、学歴、職歴、審議会の委員歴など、ちょっとハードルが高いのかなという感じがしました。これはこれですごくいいとは思いますが、市民活動をしている女性の方々にも登録してもらうためにも、もっと女性団体を増やしたらどうかなと感じています。今回、私の会も登録をさせていただいたんですけども、例えばNPO法人を取っていないけれども、長年函館で活動をしている、まだこういった行政と関わる状況が見えていない団体が沢山あると思うんです。そういうところも増やしていくと、もしかしたら、審議会等の委員になれるような人も、あるいは興味をもつ人も出てくるのではないかと感じています。

それで、先ほどのお話ですと、ホームページ上で募集するということが、なかなか函館市役所のホームページを頻繁に見ていたりとか、日常的に見ている団体もそんなに多くないかなと思うので、例えば、よく新聞などに市民活動をしている団体の記事とかが載るので、そういう団体に市のほうからアプローチできるものなのか、できないのであれば、今登録している団体に、未登録の団体の推薦をしてもらったり、情報収集をするなど、もちろん30%まで、すごくハードルは高いと思うんですけども、まず母集団というか、データベースをもっと広げないと可能性も広がらないかなと。あと、年代的にも色々な年代が入ってこないかなという気がしていますが。いかがでしょうか。

事務局
(課長)

今、荒木委員から、リストについてのご質問ですが、団体のほうも、現在、女性団体等に関する調査をしており、今回は個人の登録ですので、団体登録しているところに声を掛けて個人の方に登録していただくほか、ホームページだけでなく、例えば広報誌の市政はこだてや、女性センターに委託している情報誌マイセルフなどでも、情報は流せるのかなと思いますので、幅広く広報していきたいと考えております。その中で、個人だけでなく、今まで行っている団体の調査のほうも併せて一緒に実施して、さらに広がっていくようにできるのかなと思っていますので、ご意見のとおり進めていきたいと思っています。

あと、新聞等の報道等で得た情報の中では、こちらから積極的に声がけしていくことはできると思いますので、できる限り多くの方が、個人、団体含めて登録できるような形で進めていきたいと思っています。

荒木委員

わかりました。

廣瀬会長

ほかに登録を増やしていくような取り組みについて何かありませんか。ないようですので、次の議題に移ります。

議題(3) 男女共同参画施策の今後の取り組みについて 審議を始めます。事務局からまた説明をお願いいたします。

事務局
(課長)

次に、議題3の「男女共同参画施策の今後の取り組みについて」でありますが、はじめに、「小中学生向け男女共同参画啓発誌」に係わってでございますが、お手元のほうに、こちらの小中学生用の啓発誌をお配りしていると思っておりますが、毎年、小学3年生と中学1年生を対象に啓発誌を配付しておりますが、今年春の当審議会で、ただ配布するだけで、授業などで実際に取り上げられてないのでは、というご指摘がございました。

また、今年7月に実施されました市内部の事業仕分けでも、活用状況や効果を検証するべきではという、指摘がございました。

このようなことから、利用状況を検証するために、今年度、各学校に啓発誌を配布する際にアンケート調査を実施しようと考えております。

資料の9ページをご覧ください。こちら9ページから16ページまでが小学校用と中学校用それぞれのアンケート用紙の案となっております。

校長先生や担任の先生からのご意見、感想、また学校で利用された場合には、可能であれば、生徒・児童からの感想も伺いまして、検証したうえで、今後の啓発をどのように進めていくかを検討したいと思っております。

なお、アンケートの中に、市では、男女共同参画についての出前講座を行っており、授業などで出前講座を取り入れることについての設問がございますので、参考として17ページ以降に市役所「出前講座」のメニューを載せております。

次に、資料はないのですが、「男女共同参画国内研修」についてでございますが、地域活動に参加または関心のある市民を「国立女性教育会館」で実施しております研修会等に派遣し、男女共同参画を視野に入れた自主的な活動者としての資質を高め、その成果を今後の地域、社会活動に還元することを目的に昭和50年度から実施してきた事業でございます。資料のほうで、今年度の報告書を配付しておりますが、この事業、こちらも市の内部事業仕分けで、この研修事業による男女共同参画意識の醸成がある程度されていることから、この事業を見直す時期にあるのではないかとの指摘がありました。このことから、今後の研修事業のあり方について検討を行っているところでございます。

次に、来年度から実施予定の新規事業の案につきまして、ご説明いたします。

1つ目は、女性人材登録制度の新設でございますが、こちらの事業の概要につきましては、資料の3ページ以降に記載しておりまして、先ほど、議題2で説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

2つ目は、教育委員会所管で開催しております高齢者大学への男女共同参画講座の開設でございます。こちらにつきましては、今年春の審議会で市民意識調査の報告をいたしました中、その中で、性別役割分業の「女は家庭」という考えに肯定的な人が圧倒的に高齢者に多いということで、高齢者大学の講義内容に、男女共同参画に関する講義科目を組み込むことができないのか、というご提案がございました。このことを踏まえまして、

公民館，亀田公民館の講座に，それぞれ1講座の要望をしております。講師や内容につきましては，これから検討していきたいと考えております。

3つ目は，事業者を対象とした新たな勉強会の開催でございます。市内の事業者を対象に，男女共同参画意識の啓発を目的としまして講座等を実施するものございまして，ワーク・ライフ・バランスや労働者の仕事と家庭の両立支援のために，積極的に取り組んでいる事業者の事例紹介や講演などを取り入れた勉強会を開催するものでございます。

なお，市では，平成25年度予算編成に係る事務を，今，進めているところでございますので，現時点では，事業の案ということで，確定しているものではありませんので，ご了承いただきたいと思います。

今後の取り組みにつきましては，以上でございます。

どうぞ，よろしく願いいたします。

廣瀬会長　それでは，男女共同参画施策の今後の取り組みについて説明がありましたけれども，このことについて，何かご意見がありませんでしょうか。

藤野委員　今，老人大学に男女共同参画を進めると聞いておりますが，私も老人大学に入って役員をやっていますが，一度も聞いたことがないんですけれど，そういうのがあるのですか。

事務局
(課長)　今まではないんです。今言いましたように，来年からの新規事業ということで，老人大学の高齢者大学のほうへ講義を取り入れていただきたいという要望を出しているもので，来年度から実施したいと考えているところです。

藤野委員　老人大学の役員をやってますけれども，市の職員に出張講座に来られては困るという役員もおりますのでね。一部ですけれども。私は確かそういう話は聞いたことがないなと思いましたが聞いてみました。

事務局
(課長)　先ほども言いましたが，春の審議会でご提案いただきましたので，教育委員会のほうへ投げかけもしておりましたので，来年から実施したいと考えております。

藤野委員　今更，年をとった人にやっても無駄ではないですか。かえって夫婦の喧嘩の元になるのではないですか。年をとれば頭が硬くなっていますから。私はそう思います。

廣瀬会長　ただ今の藤野委員の意見を含めまして，質問やご意見がありましたらどうぞ。

宮越委員　小中学生に，このようなアンケートを用意していただいて，アンケートをやることはすごくいいことだと思います。やはりこういうものがあると，

担任の先生方の意識や捉えが変わってくると思いますので、この機会に今年度、どの機会にやっていただけるかといったところも含めてデータがとれて今後活かせるとすごくいいことだなと思っておりました。

鶴ヶ崎委員

資料16ページなのですが、小中学生の方にこのようなアンケート調査をすることは結構なことだと思うのですが、中学生に対する設問としまして、例えば5番、「今後、男女共同参画について、取り上げてほしいテーマがありましたら記入してください」という設問については、お聞きになりたいことはわかるのですが、こういう問いかけ方をしたときにどういった答えが返ってくるのか、質問の意味等も含めて、中学生がよくわかるだろうかということがあるのと、この冊子を読んでストレートにどう感じたかといったことを聞いていただいた方がアンケートの趣旨には合致しているのかなと感じた次第です。

事務局
(課長)

今の意見につきましては、4番の項目で、実際に「この啓発誌を読んで、感じたことや気がついたことがありましたら記入してください」となっており、その次に、「今後、男女共同参画について…」というのは、確かに少し難しいのかなという部分もございますので、鶴ヶ崎委員からのご意見もありましたので、もう一度、内容につきまして検討いたします。

廣瀬会長

子どもたちがどう答えるかについて、先生方からもご意見がありましたら伺いたいのので、もう一度説明いただけますか。

鶴ヶ崎委員

16ページの5番の趣旨が、こういう聞き方をした場合に、中学生の子どもさんにストレートに設問の意味が理解できるかなと。何を書いたらいいかわかるかな、という点が疑問に感じたということです。アンケートをとるのはいいことだと思います。

阿部委員

男女共同参画というものを、教員のほうが生徒と一緒にきちっと学習できれば、中には意見を持って書ける子もいるかと思っています。この啓発誌が十分に活用されていなかった部分もあると思いますが、教員が事前に学習して、生徒に資料も活用しながら、学習を深められれば、5番は、項目としては残しておけば、子どもたちから、何か大人が意外に気がつかない部分でヒントのようなものが出てくる可能性があると思います。ただ、難しいので4番止まりで、というのであれば、それはそれで構わないと思いますが。その辺りは先生の取り組み方次第ですね。

事務局
(課長)

わかりました。5番の項目は、回答いただけるかということもありますが、このまま載せていくという方法もあるということですね。

廣瀬会長

あとよろしいですか。他にご意見がないようでしたら、議題(3)につ

いては質疑を終了いたしますが。

荒木委員 私もアンケートについてなのですが、小学生用のアンケートで、これはどういうふうに配付して回収するのかがわからないのですけれど、例えば、小学校あてに、3年生の全生徒分を送って、全員から回収するのか、まずそこはどうなのでしょう。

事務局 (課長) こちらのアンケートですが、まず校長先生、学級担任の先生に、基本的にお願いたいと。あと、例えば授業などで取り上げていただいたり、何か説明する機会があった場合に、生徒・児童からアンケートがとれるという場合には、可能であれば願いたいとということで、当然、人数分をお願いしたいということです。

荒木委員 2段階ということですか。

事務局 (課長) 送るのは一度に送ります。ただ、確かに、生徒・児童用というのは、ただ配るだけという場合は、配って、見てもらって、アンケートをとるということは、できるかもしれないのですが、アンケートをとるタイミングが難しいと思います。ですから、何か授業などで取り上げていただければ、その時に配ってアンケートをとって回収する、ということであればできるのではないかと思います。基本的には、まず、先生のほうに願って、できれば、生徒・児童のほうも願いたと、という考えです。

荒木委員 アンケートの設計として考えたときに、読んでいない子がいたときに、その子の選択肢として「読まなかった」というのがないので、無理やり○をつけなければいけない状況になるなと思ったのと、あとは、「おもしろかったところはどこですか」という、3番にあるのですけれど、なぜおもしろかったところを聞きたいのかというのを知りたいのですけれど。次の4番の「むずかしかったところはどこですか」というのは、多分、理解しにくかったとか、わからなかった、ということで改善には活かせると思うのですが、なぜおもしろい方を狙っているのかなというところを聞きたいです。

事務局 (課長) 「おもしろい」というのは、当然、興味をもってもらった部分ということで、どういう部分に生徒・児童が興味をもっているのかなという部分を、このアンケートで調べられることで、例えば、次にこれを作成するときそういう視点でつくっていただけるのかなと。

「難しい」ということもそうですね。難しいということでもなかなか理解してもらえない部分を、今後、どういうふうに、理解してもらえる形で啓発していくのかと、そういう部分で参考にしていきたいということです。

荒木委員 自分の子どもを考えたときに、小3の子で、「おもしろかったところほど

こ」って聞かれて、どこだろうと。うちの子はどういう選び方をするのか
なと考えたときに、その出て来た結果が、有益なものなのか、どうかとい
うのがちょっと疑問に思ったので、聞き方がすごく難しいと思うので、多
分、先生方のご意見も聞かなければならないと思うのですが、それがちょ
っと気になったので伺いました。

あと、色々なアンケートで出てくる「この啓発誌についてご存知でした
か」という質問があるのですが。例えば校長先生であれば2番の質問です。
学級担任用でも2番目の質問で、まず、この啓発誌の認知度を問うのです
けれど、これは何故聞いているのでしょうか。

事務局
(課長)

こちらで配付をしていて言うのが心苦しいのですけれど、例えば、今ま
で配付について、学校のほうにはお願いしているのですけれども、もしか
すると、それが使われていないということもあるのかと。それで、この啓
発誌自体について知っているかということをお聞きしたいと思っております。

荒木委員

「こういう啓発誌があるということをご存知でしたか」ということを聞
きたいという事ですね。わかりました。

阿部委員

アンケートをとるということは、項目の裏返しですが、「こうあってほしい」
という部分になるんですね。例えば、「知っていましたか」ということ
は、「知っていてほしかった」ということで、「利用されましたか」という
ことは、「本当は利用してほしいんだ」ということですね。ですから、
そういうふうにと考えると、あってもいいのかなと思います。

ただ、先ほどの子供用のアンケートに関しては、どれだけ有益な結果が
得られるのかなという事は私も感じます。だから、この啓発誌自体を、
子どもの目線でもう一度作り替えようということではないのであれば、本当
は、やはり、校長先生、教頭先生を通して、とても大事なことから、学
校の中で、教育課程のどこかに位置付けながら、きちんとやりましょ
うということを現場に話してもらって定着させることの方が、私はいい
のではないかと思います。ただ、アンケートをとるのが初めてのことで
、そういう意味ではどのような手応えがあるのかやってみるということ
でもよいと思います。

それから、学級担任用の5番の(1)に、学級活動と特別活動と、質問
の中に二つ並んでいるのですが、重複になるので、主に学級活動の方だ
と思いますので、(エ)は削除していただきたいということで宮越委員
さんと話をしました。

どこの時間で使いますかとなったときに、人間の基本的な部分ですので、
どの教科でも使えると思います。その学校によっては、カリキュラムの
どこかにきちんと位置付けて、例えば、配付が1月ですか、それであれば、
2月～3月の道徳のここでやりましょ
うとか、学級活動のここでやりまし

ようとか、そのように位置付けることはいくらでも可能だと思います。今まではカリキュラムにきちんと位置付けられていなかったと思うので、個々の先生方の問題意識とか姿勢に任されていたんです。私はラッキーと思って使います。

それで、今、1月に配付になっていますけれども、もっと早く、春の段階でいただければ、これをすぐ配らないでストックしておいて、学級に置いておいて、例えばケンカしたときとか、トラブルがあったときとか、新聞記事で何かあった時にも取り上げて、年間とおしてでも使えるんです。

そういうふうに活用していくことを目的とするのであれば、単発的なアンケートよりも、組織立った中で位置付けてもらった方がいいなと思います。アンケートをとることは全否定はしませんけれども。

廣瀬会長 先生方の意見をいただけてよかったですと思いますが、あとございますか。

山形委員 ふと思った疑問なのですが、このような冊子ではあるのですが、DVDなどの資料というのはございますか。

事務局 (課長) こちらの啓発誌は、市で作成しておりますが、市で作成したDVDはありませんが、内閣府で作成した男女共同参画の学習用のDVDであればありますので、数はないのですが、例えば、市の方で出前講座のような形で学校に行ったときに、それを使って学習してもらおうということでは提供できると思います。

山形委員 子どもとか、学生さんというのは、文字よりも映像などで見た方がわかりやすいのかなということがありましたので質問しました。

廣瀬会長 その他にいかがでしょうか。

鶴ヶ崎委員 私は、教育現場に非常に疎いので、非常に基本的なことを聞いているようで恐縮なのですが、学級担任の先生と学校長・教頭先生の、アンケートを二つに分けて両者から聞かれることには何か特別な意味があるのでしょうか。設問は特に違いはないようで、まあ、学級担任用は少し増えているようですが、あえて別立てにするということは何か特別な意味はあるのでしょうか。

事務局 (課長) こちらは、学級担任用については、配付して実際に使ってもらう小学校3年生と中学校1年生の担任の先生にまずアンケートをとるということで、これだけでは当然担任の先生だけになるので、学校長・教頭先生には、学校の意見としてもどういふものかを両方聞きたいということで、二本立てでお願いしているものです。

今ですと、小学校の学級数でいくと、多くて3クラスか、2クラスくらいになっているようですので、担任の先生でいうと、その学年で2人もし

くは3人ぐらいの先生に聞くというものと、学校としてという部分も含めまして聞くということで、校長先生もしくは教頭先生から、意見が同じなのかという部分も含めまして聞けるのかなという意味で、このような形にしております。

鶴ヶ崎委員 設問がほとんど同じものですから、学校としての見解ということであれば、違っていいのかなということを考えたのですが、これは、あえて同じ質問を学校としての見解を聞かれる意図があるということですので、それはわかりました。

廣瀬会長 今の件について、学校現場のほうから何かありませんか。

宮越委員 学校に文書などが届いた場合、校長も見ますが、教頭先生が中心になって分けます。学校によっては教務主任とか、学校の中の組織の担当する先生がやるということはあるのですが、中学校も多分そうだと思うのですが、3年生の担任の先生以外の先生は、まず目にしないと思うんです。

過去に自分が3年生を担当したことがあれば、ずっとこの啓発誌が配られていますので、「そういえばこういうのがあったな」ということで覚えていると思うのですが、学校現場も異動があり、他市町村からも入ってきますので、新しく函館市に入った先生が、3年生の担任になったときに、「あ、こういうものがあるんだ」といって、どういうふうに取り組むのか。

今までは、私も結構、「ああ、こういうことなんだな」と思って読ませてもらって、担任していた時も子どもたちにも読んでいたのですが、実際はどのように扱われているのかという状況を、この審議会で聞いて感じています。

ですから、アンケートは一緒でもいいのかなと。先ほど言われたような形で、意識の差とかも見えてくると思いますし、阿部委員も言われたように、組織としてやっていくためには、このようなアンケートを、校長・教頭、担任の先生からとって、意識の差とかを見て、そして、本当に大事なことです。アンケートによって色々なものが見えてくると思いますので、それを学校現場に反映する。計画がないというのが一番先生方にとっては気持ち的に大変なものなんです。たった1時間とはいえ、本当に今の学校現場では、年間の時間はあるようでいて無いものですから、これをカリキュラムの中に、計画の中に組み込んでいくことと、今回、すごくいいなと思うのが、子供用があると、先生方って真面目ですから、子どもにこうきたら、やっぱり指導したり、あるいははっきり、今までよりはちょっと違ってくるのではないかというのがあると思います。

藤野委員 そんなに先生方は真面目ではないんじゃないですか。私も先生をやっていたんですが、そういうことはないですよ。

宮越委員　　そうでしょうか。そうであればその部分は取り消しますが、やっぱり子供用のものがあると、またちょっと意識が違ってくるのではないかというのがひとつあります。それで、児童用の質問項目で「おもしろかった」という言葉のところで、先ほど聞かせていただいて、確かにそうかもしれないなど。3年生でも、中学生のように「興味をもったところはどこですか」とかのほうが、3年生であってもしっかり考えますので、その方がいいのかなと思って聞かせていただきました。

阿部委員　　アンケートで、今言われたように色々なことが見えてくるかもしれませんが、一番大事なのは、これを活用しながら、子どもたちに男女共同参画の意識について話し合いや学習をしてほしいということなんですよ。

だから、本当はアンケートをとるのは、回りくどいやり方かもしれませんが。そう考えると、すごく大事なことを今、根付かせようとしているわけです。アンケートは、今後またこれをいい形で残していくための過渡的な手段だというふうに捉えていいのかなと思いました。ただ、先ほどから言っているような細かい文言は整理したほうがいいと思います。

もうひとつは、学校現場や一般の人は、はっきり認識していないと思うんですが、男女共同参画の取り組みというのは、平成11年に国が条例を設けて、平成13年に道が、平成17年に市が条例を設けている。その第9条に地方公共団体の責務があり、その中に、これをきちっと根付かせて広げていきなさいよということがあるんです。じゃあどこが担うかということ、その中のひとつとして学校があるということなんです。そういうこともきちっとわかっていかなければいけないし、その上で学校現場のどこに位置付けるか。ちゃんとした、条例としてあるもので、それを位置付けていくんだよというのを知らしめることが大事かなと思いました。

廣瀬会長　　大変いいご意見を沢山いただきましたけれども、何かほかに言い残した方はいらっしゃいますか。

私の方からもひと言だけ付け加えさせていただきたいと思うんですが、こういうことを市が独自でやっていただくことは結構だとは思いますが、やらなければならないことだとは思いますが、学校現場と、どれだけ意思の疎通がされているのかなという気がします。

例えば、今、色々なところで取り上げられるようになってきましたが、軽度発達障害の子どもたちに対して、学校教育や教育委員会からはこういうふうにしなさいと、いっぱい出ているんですが、私は、色々な学校や教育委員会に関わっておりますが、教育委員会に聞いてみても、「えっ？」という形で、文書では流れてきて、目を通しているのでしょうけれども、全く身についていないんです。実際に理念としては伝わったことになっているのかもしれませんが、現場では全く伝わっていないところがあると思うので、こういうところは、教育委員会あるいは学校の先生方にもう少し入ってもらって、ご意見をいただきながらやっていくと、もう少し具体的

なものが、学校に入りやすくなっていくのではないのかなと思います。

もし機会がありましたら、そのあたりをお伺いいただければと思います。
それでは、よろしければここまでにしたいんですが、いいですか。

塗副会長

ある小学校で発表会を見ました。高学年の発表会だったんですが、男子と女子で学力に差があるクラスということになっていて、男女が全然違う意識を持っているということから始まった劇だったのです。やがては色々やっていくうちに、タイムマシンに乗ったりしていくのですけれども、お互いが協力し合うことによって、ひとつの解決の道を探っていくという、そういう劇だったんです。

それを見て、発表会ですから、中学校と違って、小学校にはおじいちゃんおばあちゃんも孫が出ていますので来ています。きょうだいも来ています。そんな中で、小さい子達も、お兄ちゃんお姉ちゃんがやっている姿を見て、おじいちゃんおばあちゃんも見ているわけで、素晴らしい企画だったなあと思いました。

私は、それこそ、老人大学でやるのもよろしいことかもしれないけれども、先ほど言われたように、「反発を買うのでは」という話もあったけれども、孫がやっている姿を見ながら、わが子がやっている姿を見ながら、お父さんとお母さんが、もしかしたら家庭というものを、お互いに協力し合っていくものなんだなということが、ここでみんなが勉強させてもらったなあ、と私は感激したので、ここでご紹介しました。

廣瀬会長

ありがとうございました。その他には。

荒木委員

3つあるのですが、ひとつは、さっきお話を聞いていて、市民・男女共同参画課の方が出前講座で学校のほうに行って説明しますよ、みたいのを1年目にできないものかと思いました。

結局、アンケートで「こういうことをやっていますよ、よかったら」となると、また一年くらい経ってしまうので、取り組みとして、函館は小中あわせて47校でしたっけ、あるので回れないかなど。それでもし、お忙しいというのであれば、例えば私がボランティアで行くとかでもいいんですけれども。何か、そんなふうにして、こちらから働きかけることができればいいんじゃないかなと思います。

事務局
(課長)

ありがとうございます。学校のほうと連携して、それが可能であれば。でも、なかなか難しい部分もあるんですよ。

阿部委員

函館市の小中学校はあわせて47よりあります。資料提供したものは、後で言いますが、アンケートの回答のあった学校数なので。

荒木委員

わかりました。2つ目が、先ほどのご説明で、国内研修が、今後、事業

仕分けですか、庁内の話の中で、無くなるのではなくて、研修のあり方を見直すというのは、具体的にどういう状況にあるのでしょうか。

事務局
(課長)

はい、今は、市の派遣事業ということで、3名の方を市民から募集しまして、それと職員も1名一緒に4名で行っており、その費用全部を派遣事業ということで負担している現状です。それで、市の財政状況が厳しいということもありますし、この事業が今回で38回目となり、ずっとやってきて、ある程度効果が出て来ているのかなということもありますし、男女共同参画の施策がこのままでいいのか、また違うものに展開していった方がいいのかという部分など、色々含めまして、まあ、止めるということもひとつの方法ですし、違うものに変えていくという方法もあるのかもしれませんが。例えば、人数を少し変えるとか、派遣の形を自主的に行く方への一部助成とするなど、その辺を含めて、今、検討をしているところです。

荒木委員

わかりました。最後は、今日の最初のほうに出て来た、庁内の幹事会で、女性の登用を増やしてもらうために説明をされたと聞いたんですけども、庁内の幹事会で、雰囲気はどうなのかなあと思いまして。

要はその、男女共同参画に対する意識があまりにも格差があるとか、いくら説明しても中々、撥ねつけられるのか、それとも理解してもらっているのか、その辺の肌感覚というか、言える範囲内でお願いします。

事務局
(課長)

この会議は、ずっと開いていなかったのですが、今回、幹事会を開催しました。先ほども説明しましたが、庁内では平成21年に一度見直しをして、20年にプランを策定したときの目標値、30%を取り込んで、先ほどの3つの項目で現在も取り組んでいるのですが、中々、現状、進んでいない状況で、20%位しかいっておりませんので、今回の新しい取り組みをということになりました。単に「やってください」だけだと、なかなか進まないのかなと思いますので、今後は、当課のほうで積極的に声がけなりをして進めていこうかなと考えております。全然ダメだとか、拒否されているという状況ではないですね。

荒木委員

わかりました。がんばってください。

廣瀬会長

それでは、その他に入っているいいですか。じゃあお願いします。

藤野委員

藤野です。ちょっと反発を買うかもしれませんが、私はこれがどうなのか、身の危険を感じますが。

はっきり言って、男女平等というのは、大変よろしいことですが、この、人をよく見ての、女性の人柄を見ての男女平等であってほしいと思います。こういうことを言いたいのがひとつです。

私も女性には怖い目にあっておりますので、マスコミの角田被告みたい

な人もいますので、よくその人を見た上での、女性の人柄を見た上での男女平等。2つ目は、男と女、平等平等といっていますが、ある程度やっばり、区別する、位置付けというのが必要じゃないかなど。これが、今の伝統的な社会の平和になってきていると思います。それだけです。

廣瀬会長

他にございませんか。

それでは次に、議題（4）その他 ということ、事務局からお願いいたします。

事務局
(課長)

次に、議題4の「その他」でございますが、報告が2件ございます。

まず、1つ目ですが、今年度の函館市事業仕分け、先ほども事業仕分けの話をしていましたが、あちらは内部の仕分けですが、こちらは、外部委員による仕分けによりまして、女性センターの管理委託料が、今年度、取り上げられました。

7月21日に仕分けが行われまして、判定結果は「実施内容や手法の改善」という結果が出ました。予算規模については、4名の委員のうち、2名が縮減、1名が維持、もう1名が拡充という様々な意見に分かれた部分がありまして、委員の主な意見としましては、「女性の社会的、経済的向上という役割を果たせるようなプログラムを実行すべきである。」「市民の認知度を上げるような発信をしてほしい。」「ハード面では見直しの余地はある。単なるハコモノ型啓蒙事業で終わらない運営を期待する。」、このような意見がございました。

この判定結果を受けまして、市では、男女共同参画推進の拠点施設としてのハード面の見直しにつきましては、今後、行財政改革プランにおいて、公共施設の抜本の見直しの中で在り方を検討していくこととなりますが、現在の施設を効率的に活用しまして、拠点施設としての効果を上げるために、今後、事業内容や、周知方法などの見直しについて指定管理者と連携しながら、利用者の拡大に努めていくこととしております。

2つ目の報告でございますが、市内の団体さんのほうから市議会に対して、昨年末に「函館市男女共同参画施策のさらなる推進に関する陳情」をいただいております。その中の1項目が、今年、平成24年第2回市議会定例会におきまして、6月13日に採択されました。

その内容は、「女性センターの男女共同参画に関する図書・研究・情報提供を拡充してほしい」というものでした。

このことから、市では、女性センターの指定管理者と連携し、図書については、新たに、図書コーナー内のパソコンで中央図書館の所蔵状況を確認しやすいよう、利便性を図ったほか、研究・情報提供については、市で保有していた図書やDVDをはじめ、国や他の自治体の調査資料などを図書コーナーや併設する男女共同参画コーナーに常設することで利用者が自由に閲覧できるようにしました。

また、国や北海道、函館市等の新たな取り組みやイベント情報について

は、女性センターのホームページやメールマガジンで紹介をはじめたほか、インターネット環境にない利用者のためには、男女共同参画コーナーに掲示板を設けまして新しい情報を掲示するなど、拡充を図ったところがございます。今後とも、市と女性センターの指定管理者が連携しまして、函館市の男女共同参画施策のさらなる推進に向けて、図書・研究・情報提供の拡充努めてまいりたいと考えております。

なお、この改善結果につきましては、平成24年第3回市議会定例会、9月になりますが、陳情の処理状況として報告をしております。

次に、皆様のお手元にお配りしております配付資料ですが、はじめに、先ほどちょっとふれましたが、紫の表紙の「第38回函館市男女共同参画国内研修報告書」、こちらは、今年8月に公募による研修生3名の方と当課の職員1名で、国立女性教育会館（ヌエック）でのフォーラムやワークショップへの参加や、東京都、さいたま市での男女共同参画関連施設の視察を行った国内研修の報告書でございます。

次に、緑の表紙、「平成24年度女性センター業務概要」です。こちらは昨年度の女性センターの事業概要と今年度の事業計画などを載せております。そして、こちらは三つ折りの、女性センターの平成24年度の後期講座、10月からの講座の案内となっておりますので、こちら資料のほうはご覧いただければと思います。以上でございます。

廣瀬会長 ただ今の女性センターに関することを含めて、色々ご報告いただきましたけれども、それについて、何か質問等ありませんか。

ないようですので、ここまでで審議を終わりにしたいと思います。
委員の皆様からは何かございますか。

阿部委員 その他ということで、お手元の提供資料について、昨年資料なのですが、以前、学校の混合名簿の話をしたときに、全道の様子がわかればということをおられた方がおられたので持ってきました。先ほど言いましたように、函館市の中学校は、15校ではなくて28校あります。今回確認したところ、実は、アンケートをやって戻ってきた学校の数なんだそうです。それでは資料としてはよくないので、今回言っておきます。

このデータを見ると、ほぼ小・中共に混合名簿がなされているところは、小樽、後志、空知南・北、日高、網走、十勝あたりです。

それで、函館などは極端にそうなんです、小学校が非常に高い率で進んでいるのがほとんどです。低いところが珍しいくらいなんです。函館市では、小学校が100%、高校も100%で、中学校だけが20%くらいだと思います。

先日、全道の先生が集まった学習会でも、このことが話題になっていたんですが、やはり、性にかかわらず対等、平等な社会参画をしていくということは、市のほうで男女平等の社会参画をやることもとても大事ですけ

れども、これから社会に出ていく子どもたちには、学校教育の場がとても大事だと思います。小さいときからそういう意識を持って学習し、お互いが対等、平等であって、お互いが責任をとるといふ、そういう主体性を持って生きていける子どもたちを育てていくということをして10年20年後を見越してやっていけるといいと思います。

今までも学校現場でやってきたのかもしれませんが、その取り組みについては遅れていると思います。男女平等ということは人権の問題であるということをして学校現場も教員も捉えていかないと、いつまでも何も変わらないと思います。そう考えると、男女別の名簿というのは、人権問題として、私は由々しきことだと思ふので、できれば啓発誌のことも名簿についても、教育委員会と男女共同参画担当課が連携できないものかと思ふます。そうやって有機的に繋がっていた方がより近道で有効な手立てを探り合えて、もっと浸透すると思ふます。

廣瀬会長 他にありませんか。事務局からどうぞ。

事務局 (課長) 次回の開催ですが、例年どおりですが、来年の4月から5月頃に開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

廣瀬会長 それでは、以上で本日の審議を終わりたいと思ふます。どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして平成24年度第2回男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 (19:30)